

3 「新しい公共」をデザインする

(1)「新しい公共」のガバナンスをデザインする

ヒント20 行政の立ち位置を変える

「新しい公共」は、従来は行政の領域だった公共サービスの提供を民間に委ねるというだけでなく、多様な主体が対等な立場で「公共」に関わることに伴う、新たなガバナンスが求められています。この指針策定にあたって取り組まれた「マルチステークホルダー・プロセス」もその一つということができます。

平成17年の『新しい時代の公』推進方針』においても、「行政の役割とあり方の見直し」の必要性について書かれていますが、ここでは行政の特徴を踏まえた県民との「役割分担」にとどまっていました。今、求められているのは、さらに多様な主体が対等に参画し、公的な財やサービスの提案及び提供に関わっていく、新しい公共そのもののガバナンスです。行政は、多様な主体の一つと位置づけられているため、行政の立ち位置も、これまでとは異なり、他の主体と水平な視点で位置づけることが求められています。



そのためには

中間支援団体は

- ① 多様な主体が意見交換を行う、「新しい公共円卓会議」や「地域円卓会議」の取組を継続させましょう。
- ② 「新しい公共」のガバナンスについて、調査研究を行い、多様な主体が学び合う場をつくるとよいでしょう。

行政は

- ① 政策や施策を作成し、遂行するのは行政だけではなく、市民活動ならではの役割があるという考え方を徹底させていきましょう。
- ② 多様な主体が意見交換を行う、「新しい公共円卓会議」や「地域円卓会議」の取組を継続させましょう。
- ③ 「新しい公共」の取組に果敢にチャレンジしましょう。
- ④ 「新しい公共」のガバナンスについて、多様な主体とともに調査研究を行い、三重県にふさわしい仕組みを協働でつくっていきましょう。
- ⑤ 職員一人一人がどうあるべきか自覚しましょう。

全員が対等な立場で参画する「新しい公共円卓会議」(県)

実施主体： 県(行政)

連携主体： 地縁団体、NPO、行政、企業、メディア

円卓会議とは、地縁団体、NPO、企業、など社会を構成する様々な主体が、対等な立場で参加し、議論し、創造していく手法です。(これを「マルチステークホルダープロセス」といいます。)
「新しい公共」とは、従来のような行政の一部への民間の参加ではなく、作り上げるプロセスから対等に取り組むことをいいます。この「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を作成するプロセスにおいても、この手法を用いました。県内8地域での3回の地域円卓会議、4回の円卓会議です。自治会・NPO・社会福祉協議会・企業・行政など、さまざまな主体が一緒になって作り上げたのがこの「ヒント集」であり、作成者は円卓会議と県が並列しています。



ポイント

* 上下関係がないプロセスを経て、「多様な主体の共同文書」として「ヒント集」を作成したこと。

連絡先： 津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階 三重県環境生活部 男女共同参画・NPO 課
TEL059-222-5981 FAX059-222-5984 seiknpo@pref.mie.jp



県民と共に推進「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」(県)

実施主体： 県(行政)

連携主体： 県民

「みえ県民力ビジョン・行動計画」における5つの「新しい豊かさ協創プロジェクト」を、県民の持つさまざまな力を結集して推進していくため、5つのプロジェクトごとに現場で活動されている方などを委員に選任し、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を設置しています。2012年度からの4年間を見据えた「新しい豊かさ協創プロジェクト」の進捗状況を委員の皆さんと共に確認し、推進するにあたっての課題やその解決策について、現場での実践経験等による意見を踏まえて議論することにより、よりよい取組につなげていきます。プロジェクトごとの推進会議で出された意見は、県が毎年度の取組の評価をとりまとめる「成果レポート」に反映します。

ポイント

* 県民力による協創の三重づくりを、県と実践者を含む関係者で議論しながら推進すること。
* 委員の意見は、県の1年間の施策、事業評価をまとめる「成果レポート」に記載されること。

連絡先： 津市広明町 13 番地 戦略企画部企画課
TEL 059-224-2025 FAX 059-224-2069 kikakuk@pref.mie.jp

重要な政策について、方針決定前に市民の声を聴く「シンポジウムシステム」(松阪市)

実施主体：松阪市（行政）

連携主体：市民

松阪市においては、これまで市政に大きな影響を与える重要な政策について、行政が方針を決定する前に、市民から直接意見を聴く「シンポジウムシステム」を行政経営の基軸に置いています。市民から直接意見を聴く「意見聴取会」や市民と行政が一緒になって考える「ワークショップ」などを開催し、政策に反映できるものは反映しています。これまで、市民病院への高性能 CT 導入や中心地市街地活性化、風力発電建設、東日本大震災のガレキ受け入れなど、話し合ってきました。

ポイント

- *市民に市政への関心をもってもらうとともに、市民にも「役割」と「責任」を負ってもらうこと。
- *市民と行政とが一緒に松阪市をつくっていかうという意識が高まること。



連絡先：松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所戦略経営課

TEL0598-53-4319 FAX0598-26-4030 sen.div@city.matsusaka.mie.jp



住民主体でまちの将来を考える「地区まちづくり構想」(四日市市)

実施主体：四日市市(行政)

連携主体：地縁団体、市民

四日市市では、土地利用や基盤整備等総合的な整備方針である「都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりが進んでいます。「プラン」には、全体構想と地域・地区別構想があり、地域・地区別構想の基として、10年後を目指した地区まちづくり構想の住民主体の策定や運用が、市内 24 地区中 14 地区で展開されています。

この結果、空き家マップ作成をきっかけとした所有者への管理保全の啓発、手入れが行き届かなくなった里山の管理と新たな担い手発掘、周辺の悪影響が心配される市街化調整区域の工場跡地を住宅団地として整備検討、定住促進に向けたバス路線見直しで商業施設等への乗入れ実現など、多くの課題解決が図られています。一定のルールに基づいて市民主体の検討が各地区で展開され、その結果が 10 年後を見据えた行政計画につながるということは、全国的にも稀な事例です。

ポイント

- *連合自治会をはじめとする地縁団体が、地域の課題について意識を共有し、自主的な取組が継続的に行われていること。



連絡先：四日市市諏訪町 1 番 5 号 四日市市都市計画課

TEL059-354-8214 FAX059-354-8404 toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

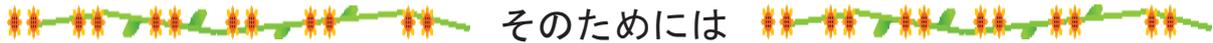
3 「新しい公共」をデザインする

(2) 多様な主体による政策や事業づくりをデザインする

ヒント21 市民のニーズに即した政策や事業づくりを行う

これまで行われてきた行政の政策や施策には、「地域が本当に求めているもの」とは必ずしも言えないものがありました。これは現状では市民の意見を聴くことが十分ではないからだといえるでしょう。市民のニーズが多様化していることから、「地域が本当に求めているもの」に近づくために、さらなる取組が必要になっています。このため、政策や事業の企画や評価の段階で、多様な主体が参画して、「地域が本当に求めているもの」のマーケティングやチェックができることが求められます。

市民活動団体をはじめ、さまざまな主体が一緒になって議論する機会をもつことは、より良い事業や政策づくりにつながります。限りある財源を有効に使い、サービスを受ける側にとって、少しでもよいサービスになることを目指すことが必要です。



そのためには

市民活動団体は

- ① 市民活動団体の活動に関する政策や事業に関心を持ち、積極的に関わりましょう。

中間支援団体は

- ① 政策や事業に関して、市民や市民活動団体が参画できる場を、地域の実情に応じて行政に働きかけましょう。
- ② 市民や市民活動団体が政策や事業づくりに参画できる場を、市民活動団体に周知します。

企業・労働組合は

- ① 地域づくりに関わる政策や事業に積極的に関わりましょう。

メディアは

- ① 政策や事業づくりへの住民参加の機会を積極的に広報しましょう。

行政・学校は

- ① 子ども・若者が政策や事業づくりに関心を持つ機会を積極的に作りましょう。
- ② 市民活動の現場へ出来る限り足を運び、地域の実態を把握しましょう。
- ③ 市民活動団体をはじめとする多様な主体が、政策や事業づくりに企画段階から参画したり、政策提言できる場づくりを、地域の実情に応じて行いましょう。
- ④ 行政運営全般に透明性を高めましょう。

多様な主体で住民の希望を実現「お買い物バス運行」(伊賀市)

実施主体： マックスバリュ中部株式会社

提携主体： 特定非営利活動法人地域在宅生活支援ネットゆいの里佐那具店

連携主体： 地縁団体、社会福祉協議会

いがまちの地域まちづくり協議会では、移動支援ニーズを把握するために、社会福祉協議会伊賀支所にアンケート調査を依頼し、民生委員の協力を得て高齢者世帯を対象に実施しました。その結果、買い物や通院などに不便を感じていることがわかりました。地域団体、福祉団体など関係機関の支援を得ることで、2011年11月に、「ゆいの里」が実施主体となり、マックスバリュと提携して、「お買い物無料送迎バス」をいがまちの高齢者や障がい者を対象に試験運行することになりました。検証の結果、事業者、地域住民にとって高く評価できる事業として、2012年4月より店が自主運行することになりました。

ポイント

- * 住民ニーズをアンケートで正確に把握したこと。
- * ニーズ把握の後、各地域、関係機関が共通課題として認識し、事業推進ネットワークの構築が図れたこと。
- * 企業にとっては地域社会の一員として、地域と協働して社会貢献を促進することができたこと。



連絡先：伊賀市柘植町 7178-1 藤井明和 TEL/FAX 0595-45-2252



地域の課題を市民が討論する「課題解決TV」(松阪市)

実施主体： 松阪市(行政)

連携主体： NPO、企業、メディア

課題解決TVは、地域が抱える課題に取り組んでいる行政・市民活動団体・地元企業などが集まり、1つのテーマにそって様々な角度から意見を出し合い、まちづくりを考える番組です。番組制作は、松阪市・松阪ケーブルテレビステーション・松阪市商店街連合会・松阪商工会議所・松阪市社会福祉協議会・特定非営利活動法人Mブリッジで構成する制作実行委員会が担当し、市の行政チャンネルで放送しています。これまでのテーマは「地震対策」「交通死亡事故対策」「地域コミュニティ」「中心市街地の活性化」などです。

ポイント

- * ケーブルTVというローカルなメディアを使い、多くの市民が同時に共有できる討論であること。
- * 行政、企業、テーマに即した実践を行っている市民団体が、政策や事業について一緒に議論できる場であること。



連絡先：松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所広報広聴課

TEL0598-46-7120 FAX0598-46-1112 catv.sys@city.matsusaka.mie.jp

当事者家族が参画して開発する「松阪版サポートブック」(松阪市)

実施主体： 特定非営利活動法人エールの会(NPO)

連携主体： 行政、学校、社会福祉協議会

サポートブックとは、障がい者(児)の特徴や特性、コミュニケーションのとり方や癖、様々な場面での反応の仕方などを、保護者が、具体的に手帳方式にまとめたものです。障がい者本人がサポートブックをいつも携帯しておけば、自分で伝えられないこと等も理解してもらえ、支援を受けやすくなります。そして、障がいがあっても地域で暮らし、活動の幅も広がっていくことができます。サポートブックをより使いやすく、書き込みやすいものにと、NPO法人エールの会、障がい児保護者、行政、福祉施設、社会福祉協議会等によるプロジェクトチームを立ち上げ、「松阪版サポートブック」を考案し、普及活動を行っています。



ポイント

*サポートブックの開発には時間を要するが、当事者家族が開発・普及サポートを行い、細やかな視点での作成、活動の定着、家族同士の広がりにつながっていること。

連絡先： 松阪市殿町 1360-16 松阪市社会福祉協議会
TEL 0598-21-1487 FAX 0598-23-3359 chiikifukushi@matsusakawel.com



住民のアイデアがバイブル「野原村元気づくり協議会」(大紀町)

実施主体： 野原村元気づくり協議会(地縁型NPO)

連携主体： 行政、地縁団体、企業、大学

野原村元気づくり協議会は、野原地区内でそれぞれに活動していた6つのグループが連携し、地域の活性化のために活動する団体です。廃校となった旧小学校を拠点に、特産品開発、体験交流、農家レストランなどの活動を行っています。2006年に県の市町職員研修で、地域の案内人と一緒に行政職員が地域を調べ、今まで気づかなかった魅力を発見してくれたことがきっかけでした。翌年には、「地域の魅力づくりフォーラム」を半年かけて3回行い、600人足らずの地域なのに、100人もの地域の人々が集まり、地域活性化のアイデアを出し合いました。当初は250案くらい出たのを38案にしぼり、一つずつ優先順位を決め、5つのグループに分けて計画書をつくりました。これは野原村のバイブルのようなもので、これを元に事業が進められています。



ポイント

*住民が出したアイデア集が活動の基本であること。
*アイデア出しのプロセスに専門家や行政も関わり、徹底的に地域住民のニーズを吸いあげていること。

連絡先：度会郡大紀町野原 557 TEL 080-1569-5336

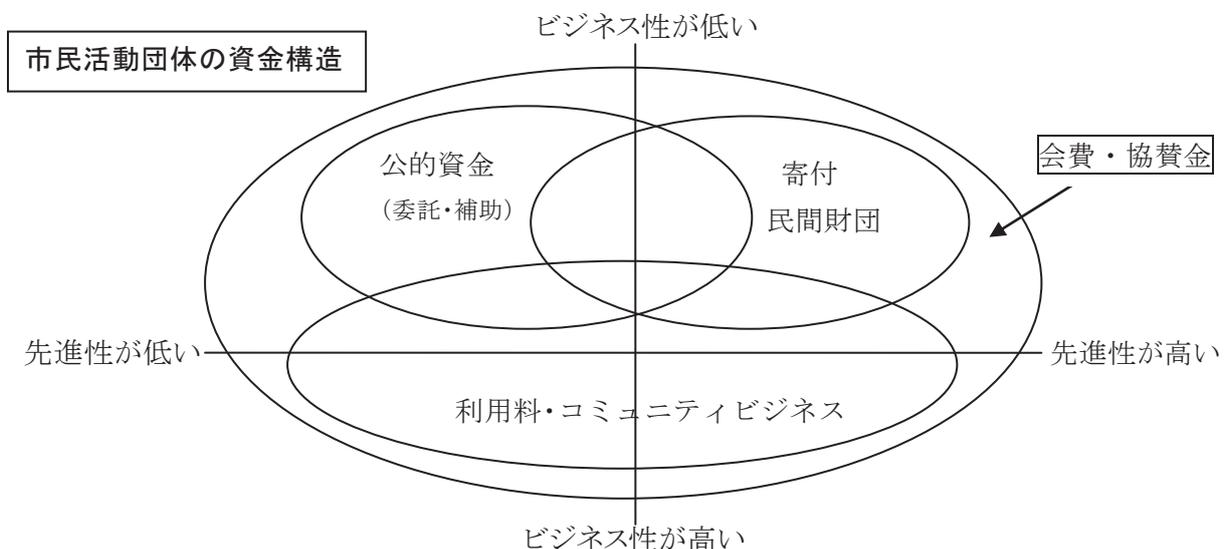
3 「新しい公共」をデザインする

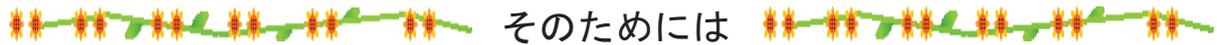
(3) 公共サービスの財源をデザインする

ヒント22 多様な財源を創り出す

「新しい公共」の担い手として位置づけられる主体のうち、市民活動団体のみが、本源的な自主財源を持たない構造になっています。市民活動団体の財源は、これまで公的資金、寄付金、会費、自主事業収入などのミックスとして捉えられてきましたが、「新しい公共」の担い手として位置づけられる以上、市民活動の財源は誰が負担すべきなのか、整理しておく必要があります。

市民活動の特色の一つは、アイディアの先進性にあります。このように、市民活動の内容に応じて、公共サービスや活動の公共性の高さ、先進性、ビジネス性などに基づいて整理し、ふさわしい財源を明らかにしたものが下記の図です。





そのためには

市民は

- ① 介護保険サービス等のサービスやNPO等が独自に行うサービスの対価として利用料を負担しましょう。
- ② 自分が心を動かされた市民活動に対して寄付をしましょう。

市民活動団体は

- ① 自分たちが行う活動の会費と労力（人件費）を負担しましょう。
- ② 市民からの寄付や利用料が得られる、アイデア豊かで良質の公共サービスを提供しましょう。

中間支援団体は

- ① 財源を生み出すために、市民セクターが連携して取り組みましょう。

企業は

- ① 心を動かされた市民活動に寄附金、賛助金などを支出しましょう。

行政は

- ① 市民活動団体に対し、適切な委託、指定管理などの支出を行いましょう。
- ② 地域の実情に応じて、このヒントを活かした取組を行いましょう。

寄付文化の創造を目指す「ささえあいのまち創造基金」(四日市市)

実施主体： 一般財団法人ささえあいのまち創造基金(NPO)

連携主体： 地縁団体、NPO、企業、行政、大学

「ささえあいのまち創造基金」は、住民が一体感を持ちやすい、市レベルでのつながりを基礎とし、市民が主体的に行う公益活動を、社会を構成するすべての主体が支えるしくみを構築することを通じて、持続可能なまちづくりと相互に支え合う文化の創造を目指しています。2012年10～11月に四日市NPO協会が中心となって市民からの寄付金300万円余を集め、これを基本財産として、同年12月に市民の手で一般財団法人が立ち上がりました。お金による応援(一般寄付、事業指定寄付、冠基金、寄付付き商品)を中心に、モノによる応援、人(市民の知恵と力)による応援の3本柱による、総合的な市民活動の応援システムです。寄付者に対する税制優遇を図るため、公益財団法人に移行することを目指しています。

ポイント

- *市民による市民のためのしくみ(市民ファンド)
- *帰属意識を持ちやすい地理的範囲であること。
- *地域全体へ浸透させるため、代表理事を地縁団体代表とNPOとの2人体制とすること。



連絡先： 四日市市萱生町 1200 四日市大学 9401 TEL/FAX059-363-3539 ssk21ww@yahoo.co.jp



市民活動団体が自分たちで作る「市民活動応援☆きらきら基金」(桑名市)

実施主体： 特定非営利活動法人みえきた市民活動センター(NPO)

連携主体： NPO、行政

桑名員弁地域の市民活動を応援するために、市民活動団体が「自分たちでつくる基金」です。いなべこども活動支援センター(いなべ市)、生ゴミリサイクル思考の会(東員町)とみえきた市民活動センター(桑名市)の三者で協働して呼びかけ、「身近で小さな市民活動応援基金をつくる会」を立ち上げました。NPO法人の仮認定制度、条例指定制度も視野に入れながら、この地域の市民活動を応援するインフラのひとつとして、寄付者に税制優遇がある基金をめざしています。この地域の身近な100ほどの市民活動団体をホームページで紹介し、小さな額ですが、公開参加型で助成を行います。

ポイント

- *市民による市民のためのしくみ(市民ファンド)
- *寄付者が応援する市民活動団体の「顔が見え、身近に感じる」ことができる運営をめざし、インターネットラジオやホームページ、紙媒体などを組み合わせて、市民活動の広報強化とセットとします。



連絡先： 桑名市南魚町 8 6 TEL0594-27-2700 FAX 0594-27-2733 miekita@mie-kita.gr.jp

「民」が「官」も支援する「岡田文化財団」(菰野町)

実施主体： 公益財団法人岡田文化財団

連携主体： ー

1979年岡田卓也氏から寄附された、ジャスコ株式会社株式300万株と現金1,800万円を基本財産として設立されました。三重県における芸術・文化の発展と振興を目的として、三重県における文化の地域発展に積極的活動を行っている団体・個人に助成しています。全国的に県内だけを助成の対象としているメセナはあまり例がなく、助成金額の多さに加え、地域貢献の要素の強い財団だといえることができます。また、岡田文化財団の助成は、県や市町など行政が実施する事業にも行われています。行政が文化的な予算を削減していることが背景にあると考えられますが、公共サービスの財源が官民の間で混合している例と言えるでしょう。

ポイント

- * 三重県の文化振興という、地域性の強い財団であること。
- * 民間の資金であるが、行政への支援も行っていること。



連絡先：三重郡菰野町大羽根園松ヶ枝町 21-6 TEL059-394-7577 zaidan@okadabunka.or.jp



活動で得られた資金で地域の基盤整備「天満浦百人会の活動」(尾鷲市)

実施主体： 特定非営利活動法人天満浦(てんまうら)百人会(NPO)

連携主体： 行政、企業

天満浦に住むおかあさんたちのPTA活動から始まった仲間たちが、過疎・高齢化が進む地域を元気にしようと、「天満浦百人会」という名称で活動しています。天満浦特産の甘夏みかんのマーマレードや竹ようかんなどを販売して資金を確保し、災害時の炊き出しや地域の高齢者への配食等ができる厨房施設の建設を行いました。また、「夢古道おわせ」のレストランへの出店と、地産地消料理の提供、さらに、中部電力から古民家保養所「天満荘」を保存のために買い取り、カフェ等を経営するなど大活躍しています。

ポイント

- * 地域住民による主体的な活動であること。
- * 地域の資源(甘夏、天満荘、地産地消料理など)を生かしていること。
- * 活動で得られた資金で地域の基盤整備を行っており、公共サービスの財源となっていること。



連絡先：尾鷲市天満浦1番地6 TEL0597-22-0768 FAX0597-22-7880

